

国民の将来不安を煽り立てる「社会保障と税の一体改革」は即刻中止し 民主党は政権交代時の原点に立ち返り、公約実現に全力で取り組んでください。

民主党は、先の衆院選で、今の社会保険制度を抜本改革するとして「後期高齢者医療制度の廃止」と「公的年金は所得比例年金に一本化する。併せて月額 7 万円の最低保障年金を併設する」を公約として掲げました。これは社会保険といえない最低保障年金の創設を除くと、当団体がかねてから提言してきた「社会保険制度の抜本改革」と軌を一にするものであり、その実現を強く望んでいました。ところが、選挙に勝利して充足した民主党政権は、いとも簡単にこの公約を事実上白紙撤回しました。さらにこれをカモフラージュするがごとく「社会保障と税の一体改革」を打ち出しました。しかし、この「一体改革」は現行社会保険制度の悪しき度合いをさらに強め、消費税率引き上げの口実にも資するものでした。したがって、これが実施されると国民の将来への不安を一段と煽り立てることになります。民主党はこの「一体改革」を即刻中止し政権交代時の原点に立ち返り、公約の社会保険制度（医療・介護・年金）の抜本改革に全力で取り組むべきです。なお、改革にあたっては以下の提言を十分に活かしてください。

国民の将来不安の源は

現行の悪しき社会保険制度（医療・介護・年金）にある

(1) 高齢者を社会保険制度から切り捨てる策を内包している

政府は、75 歳以上の者だけで構成する後期高齢者医療制度をさらに改悪し、企業等が負担する支援制度を解消して医療費を全額負担にしようとしています。これは、高齢者が実質的に医療費の 50%を負担することを意味します。また、介護を担う 40 歳未満者を除外した介護保険制度の実態は公的扶助に近いものです。当該制度は高齢者切り捨て策の先駆けとなり、75 歳以上の者については将来、後期高齢者医療制度へ統合されるものと見られています。

公的年金制度については、モデル年金額の 20 万円を切り下げ、さらにこれを全額税で負担することが可能な、夫婦 2 人で 14 万円まで減額しようとしています。これには、経済団体等が主張する厚生年金を廃し、全額税で賄う年金のみにするという意図が見えます（図 1、2、3 参照）。

図 1 実質的に高齢者が医療費の 50%を負担することになりかねない後期高齢者医療制度

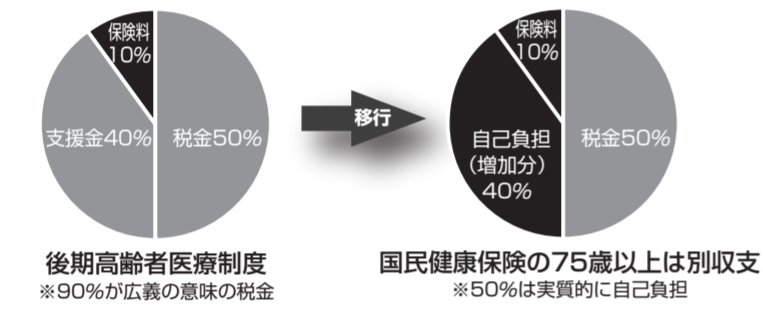


図 2 高齢者切り捨て策の先駆けといえる介護保険制度

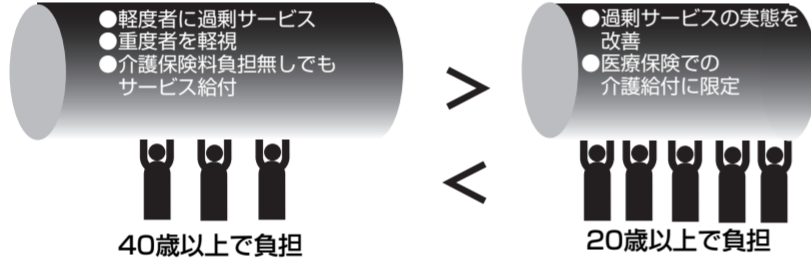
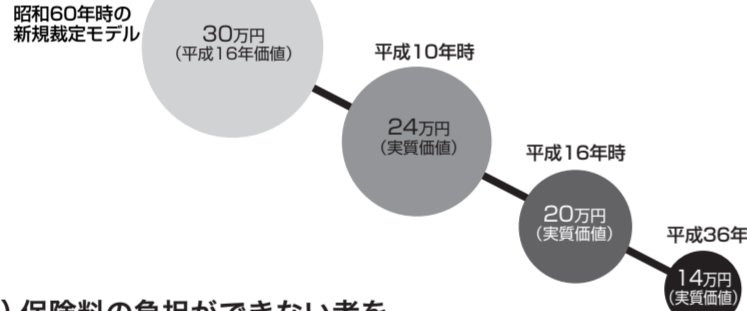


図 3 年々その額が減少していく厚生年金



(2) 保険料の負担ができない者を

被保険者としているため無用な混乱が生じている

社会保険制度は保険原理に基づいて運営されなくてはなりません。しかし、現行は無収入・無所得者を加入させ、無年金はいくばくかの定義をしないで低年金・無年金対策を講じています。これは本来、政府が救済政策として社会福祉で対応すべきことを、社会保険制度に組み込んだという矛盾から生じたものです。

(3) 保険者団体が数多くあって

その間に財政と負担と給付に格差が生じている

公的年金に未だ官民格差が存在します。また医療保険制度においては協会けんぽ、健康保険組合、市町村国民健康保険、国民健康保険組合、共済組合など 3,500 余りの保険者団体があり、その保険者間に負担（保険料率）と給付に格差が生じています。

老後の生活を税で支える社会は

決してユートピアではない

現行の社会保険制度（医療・介護・年金）は高齢者を「保険」から切り離し、老後の生活、医療、介護のすべてを税で賄おうとしています。老後生活のすべてを税で賄ってくれる社会は一見ユートピアに見えます。しかし、現実とはそうではありません。経済の好・不況によって税収は左右され、不況時には景気対策・雇用対策等が緊急政策として優先されます。これは政府の趣加減ひとつで年金額がどうにでもなることを意味し、結果として国民は安心を求めて自力で老後に備えなくてはなりません。

「社会保障と税の一体改革」は、まやかして

かつ国民不安の増長策である

(1) 増税と年金カットと窓口負担増の三点セットでの国民いじめ

年金月額 20 万円で生活している夫婦の場合

- 消費税率が 5% 上昇
20 万円 × 0.05 = 10,000 円の支出増
 - マクロ経済スライド (-0.9%) の適用
20 万円 × 0.009 = 1,800 円の手取り減
 - 医療費窓口負担 (100 円) 創設
100 円 × 5 回 (夫婦 2 人で月 5 回として) = 500 円負担増
- 結論 = ①②③の合計 12,300 円が実質的に年金額からカットされることになる

* マクロ経済スライド (-0.9%) が毎年適用されるので、10 年後には年金 20 万円が 17,000 円余 (20 万円 × 0.009 の 10 乗) カットされ、約 183,000 円となる。
* また、介護保険料も年々上がっていくため、手取り額はさらに減少する。

(2) 社会保障と絡まっているが

内実は「社会保障制度（医療・介護・年金）」の改悪

一般に社会保障というとき、その範囲は ILO の定めに従い、社会保険（医療・介護・年金・労働）、社会福祉（児童手当等）、公的扶助（生活保護等）、その他（休業給付、失業保険等）と広範囲にわたります。しかし今回の改革案は「社会保障改革」を標榜しながら、社会保険制度を改悪するだけで、到底「社会保障と税の一体改革」とはなり得ていません。

(3) 増税と年金カットなどでの財政対策が主で

増高する医療・介護費の抑制策は事実上避けている

短期間労働者の厚生年金適用、給付増につながらない標準報酬上限の引き上げ、年金カットなどは年金制度上の財政対策です。仮にこれが必要なら抜本改革の中で対応すべきことです。当面、抜本改革に先駆けてでも急がなければならないのは、毎年 1 兆円も増高する医療・介護費の抑制策です。しかし、それがみられません。

(4) 所得制限なしで支給する 7 万円の年金を低所得者に限って実現し 一方で高所得者の国民年金は全額カットするという

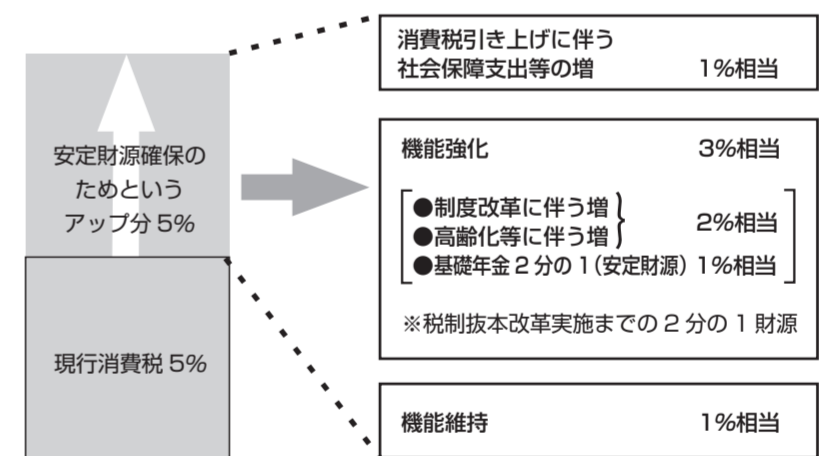
年収 65 万円以下の者については、国民年金に上積みして 7 万円にするといえます。これは、撤回したはずの制定理由も、社会保険でない一種のパラマキを最低保障年金を先取りして実現しているといえます。しかも一方で、1,500 万円以上の高所得者の国民年金は全額カットされています。高所得者といえども保険料を納付しているわけで、理由なき年金カットは、財産権の侵害になると見られます。

(5) デフレ下においてもマクロ経済スライドを適用するのは 愚策の極みである

年金は賃金の代わりですから、名目賃金指数にスライドして計算されるべきです。しかし平成 16 年時の改悪で政府は勝手な理屈をつけマクロ経済スライドをインフレ時に適用し年金を減額する方策を導入しました。しかも、これをデフレ下においても適用し、年金支給額を実質的に毎年減らそうとしているのです。

(6) 消費税率引き上げの理由にされている

「社会保障には金がかかる」として、消費税率を上げることで賄おうとしています。2015 年度での新規所要額は 12.5 兆円、消費税率にして約 5% です。しかし、本年度は基礎年金への国庫負担率を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げるのに要する 2.5 兆円の予算を東日本大震災の復興財源に振り向けています。政府は 2.5 兆円を基礎年金へ入れなくとも、公的年金制度が 100 年安心できる見込みに何ら影響はないとしています。ということは、国庫負担率を 3 分の 1 から 2 分の 1 にする必要がないということです。だとすれば、「基礎年金 2 分の 1 安定財源の 1% 相当」は必要ありません。さらに、「消費税引き上げに伴う社会保障支出等の増 1% 相当」と、「制度改正に伴う増 1% 相当」は使途不明であり、5% のうち合計 3% は必要ありません。



社会保険制度抜本改革案提言（平成 23 年 11 月）

- 中福祉・中負担を社会保障の基本理念と定め、社会保険制度を維持し、高齢者をその制度の被保険者とし、そのうえで、租税と社会保障の対国民所得負担率の上限を 50% とする。
- 国民健康保険、健康保険、高齢者医療制度、共済組合（短期給付）、介護保険を全統合した「新被用者健康保険制度」に一本化する。もって給付と負担、財政、事務の一元化を図る。
 - 被用者（勤め人）以外は任意加入とする。この場合、保険料・給付の算定基礎となる標準報酬は加入者の任意選択制とする。
 - 健康保険組合は、廃止する。
 - 介護保険料は、20 歳以上 40 歳未満の者からも徴収する。
 - 保険者は国一つとする。
- 国民年金・共済年金を厚生年金保険に統合し、公的年金制度は「新被用者年金（報酬比例年金）」に一本化する。
 - 現行の国民年金制度の第 1 号（自営業、無職、学生）及び第 3 号被保険者（専業主婦）は、任意加入とする。この場合、保険料・年金額算定の基礎となる標準報酬は医療保険と共通の加入者の任意選択制を採用する。
 - 保険者は国一つとする。
 - 厚生年金基金は、廃止する。
 - 公務員にも 401K 年金を適用する。
- 社会保険制度の所要財源は現行制度を堅持する。
 - 税方式に改めるという意見がある。税で賄う医療・介護、年金は大幅な所得制限が当然で、これは公的扶助（恵）である。国民は、権利としての給付の存続を望んでいる。
 - 社会保険制度を否定すると保険料（労使折半負担）収入がなくなる。国・地方の財政赤字が 1,000 兆円にもなる現状で現行水準の医療・介護、年金を全額税で賄うなど現実問題として不可能である。
- 被用者年金の財政方式を、賦課方式に改め、社会保険制度（医療、介護、年金、労働）の財政方式を賦課方式に統一する。
- 医療保険制度と公的年金制度が保有する積立金の限度額は、ともに単年度給付相当額とする。公的年金制度の積立金約 230 兆円から、1 年分支給相当額を除いて取り崩し、給付財源に充当する。
- 国庫負担は、「新被用者健康保険制度」「新被用者年金（報酬比例年金）」は現行相当額（率）とする。
- 新被用者健康保険制度制定と併せて次の措置を講ずる。
 - 外来受診については、患者本人が一定額を窓口で支払い、そのうち自己負担金を除く額を自動的に償還払いとする制度とする。
 - 付加給付、一部負担金払戻し制度は、廃止する。
 - 保険料、給付額算定の対象給与は、現行の総報酬制を踏襲する。
 - 保険料率は、総報酬年額の 10% まで引き上げる。これを上限と定め将来とも固定する。
 - 入院・終末医療・投薬に制限措置を講ずる。
 - 介護給付は現行の全現物給付を改め一定額以下の介護給付については償還払いとする。
- 新被用者年金制度の発足に併せて公的年金には次の措置を講ずる。
 - モデル年金額夫婦で月額 24 万円（平成 10 年時価格・名目賃金ベース）の給付水準を復活し将来とも堅持する。
 - 支給開始年齢は、現行 65 歳を堅持する。
 - 年金額の改定は、物価スライド・マクロ経済スライドを廃し、名目賃金スライドを復活しこれを毎年実施する。
 - 勤め人（被用者）である限り被保険者とし、被保険者である間は年金の支給はしないこととする。
 - 保険料、年金額算定の対象給与は、現行の総報酬制を踏襲する。
 - 保険料率は総報酬対比 20% まで段階的に引き上げる。これを上限と定め将来とも固定する。
- その他
 - 相続税制度は、社会扶養の方式が制度として定着した現状を反映したものに見直し、その税収を社会保障財源へ充当することを検討する。
 - 政治的に決まった厚生年金保険料 18.30% は破棄して、賦課方式に則った率 20% とする。
 - 社会保険は、元々被用者を対象に創設され発足してきたものである。そこには、労働力の確保による再生産を図る意図があった。少子化対策、労働力確保の観点から企業も一部を負担する社会保険制度の存続は絶対に必要である。
 - 改革案の策定は、医療、介護、年金別あるいは所轄局別でのプロジェクトでなく、一つのプロジェクトが公的扶助（生活保護）、税制と合わせた総合的な観点に立つて行う。